（市町村に係る十二月分の算定方法の特例）

第五条　平成二十二年度から平成三十八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第四十七号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「六分の五」とする。

［削る］

2　平成二十九年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第三号及び第十一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域国際化協会に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が六七、六〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六七、六〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6

算式の符号

A　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に55,000円を乗じて得た額

B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に22,000円を乗じて得た額

C　計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に50,000円を乗じて得た額

E　計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

（市町村に係る十二月分の算定方法の特例）

第五条　平成二十二年度から平成三十八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第四十八号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「三分の二」とする。

2　平成二十八年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第一項第十号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

3　平成二十八年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号及び第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域国際化協会に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が六七、六〇〇、〇〇〇円を超えるときは、六七、六〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6

算式の符号

A　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に54,000円を乗じて得た額

B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に22,000円を乗じて得た額

C　計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に44,000円を乗じて得た額

E　計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成5年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月1日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金